

# 令和6年度 神奈川支部広報計画について

# 広報基本方針（案）

## 1. 趣旨・目的

全国健康保険協会（以下「協会」という。）では、これまで、保険料率、財政状況、健康保険給付、健康づくりや医療費適正化の取組等について、ホームページや広報チラシ等を活用した広報に取り組んできたところ。

その際、協会設立時からの都道府県単位で自主自律の運営を行うとの方針に従い、保険料率広報などの一部の広報を除き、支部自らの創意工夫に基づき支部中心の広報を実施してきた。

同時に、第5期保険者機能強化アクションプラン（令和3～5年度）のもと、本部・支部間において統一かつ効率的な広報を推進するため、「協会けんぽ GUIDE BOOK」「保健事業～健康づくりへのサポート～（動画）」などの全支部共通広報資材を作成するなどの取組も進めた。

一方、厳しさを増す財政状況の中で、協会の運営を将来にわたって円滑に実施していくためには、協会財政の状況や健康づくり等の取組の内容・意義について、加入者・事業主により一層の理解を求めていく必要がある。また、各種制度改正に対応した周知広報への積極的な取組も求められている。

こうした状況から、今後、戦略的で効果的な広報の充実が強く求められるが、協会の広報対象は約4,000万人の加入者、約250万事業所と非常に多い。この特性を踏まえ、

- ①加入者や事業主の視点に立った分かりやすい広報を
- ②広報テーマや対象に応じた多様な手法を組み合わせながら
- ③本部・支部間の一層の連携と役割分担に基づき、統一的、計画的及び効果的に実施するため、本基本方針を策定する。

## 2. 基本姿勢

### （1）加入者・事業主目線で、分かりやすくアクセスしやすい広報を強化

加入者・事業主（以下「加入者等」という。）の視点に立ち、加入者等にとって分かりやすい表現で、レイアウトやデザイン等見やすさにも配慮した広報を行う。また、発信した情報へのアクセシビリティの向上に努める。

### （2）テーマに応じ多様な広報媒体や手法を組み合わせ、効果的な広報を強化

「何を」「誰に」「どのように」伝えるか意識し、広報テーマや対象に応じた広報媒体や手法を選定したうえで、効果的な広報を実施する。従来から実施してきたチラシやメールマガジン等に加え、ホームページを情報発信の中核として位置付け、その内容の充実やアクセシビリティの向上に取り組むとともに、SNSを活用した多様な広報に取り組む。

### **(3) 本部は統一的観点から、支部は地域・職域特性を踏まえ、連携して広報を強化**

本部と各都道府県に所在する支部という協会の組織特性を活かし、

- ・本部は、統一的に使用可能な広報コンテンツの作成等、全国で一律に周知すべき内容を中心とした広報を実施する
  - ・支部は、本部の広報及び、支部における地域・職域特性を踏まえ、事業計画との整合を図りながら、関係団体との「顔の見える地域ネットワーク」や、加入者にとって身近な存在である健康保険委員を活用して、きめ細かな広報を実施する
- との役割分担のもと、連携して広報を行う。

### **(4) 評価・検証・改善のプロセス（PDCAサイクル）を回す**

協会が実施する広報について、加入者、事業主、関係団体、健康保険委員等の意見を踏まえ、不断の改善を図る。

## **3. 広報テーマ**

協会が取り組むべき主な広報テーマは以下のとおり。

### **(1) 健康づくりの取組**

健診、保健指導、重症化予防といった健康づくりについて、加入者のQOLの向上などの意義に係る理解促進・取組推進が図られるよう広報に取り組む。

### **(2) 健康保険制度や各種給付金等の申請方法等の周知**

加入者等の協会に対する信頼の基盤である迅速かつ円滑な事務処理を実現すべく、健康保険制度や各種給付金等の申請方法等について周知する。

### **(3) 協会の財政状況、医療費適正化等の取組**

毎年度の保険料率広報のみならず、楽観視できない協会の財政状況や将来の見通し、保険料率の上昇を抑えるための医療費適正化等の取組等について周知・啓発し、協会の運営に対する加入者等の理解を深める。

### **(4) 制度改正などに対応したタイムリーな情報発信や周知**

医療保険制度の改正等の動向を踏まえ、加入者等が円滑に保険診療や必要なサービスを受けられるよう、時宜に応じた周知広報に取り組む。

## 4. 広報計画の策定・実施

本部及び支部は、本方針及び当該年度の本部及び支部事業計画を踏まえ、広報計画を毎年度策定し、実施する。

### (1) 本部広報計画

- ・当該年度の広報の取組方針を提示
- ・当該方針に基づき、本部として取り組む事項を提示
- ・当該年度における最重点広報テーマを選定
- ・当該年度における重点広報テーマを複数選定
- ・当該年度、制度改正などにより集中的に周知すべき広報テーマがある場合には、特別広報テーマを設定
- ・それらのテーマについての具体的な広報対象、手法、実施時期を記載
- ・最重点広報テーマ及び特別広報テーマに係る予算については、支部保険者機能強化予算とは別に措置

### (2) 支部広報計画

- ・当該年度の広報の取組方針を提示
  - ・当該方針に基づき、支部として取り組む事項を提示
  - ・当該年度の最重点広報テーマに係る具体的な取組・実施時期を記載（※）
  - ・当該年度の重点広報テーマから支部の地域・職域特性を踏まえ重点的に広報すべきものを選定し、具体的な取組・実施時期を記載（※）
  - ・特別広報テーマが設定されている場合は、当該テーマに係る具体的な取組を記載（※）
- （※）関係団体との「顔の見える地域ネットワーク」や健康保険委員の活用策、地元メディアへの発信について、取組内容に必ず記載

## 5. その他

本方針については、アクションプランの改定に合わせて、見直しの必要性を検討し、必要に応じて改定する。

## ● 令和6年度の広報の取組方針

協会けんぽは、平成20年10月の設立より、日本最大の医療保険者として、保険料率、財政状況、健康保険給付、健康づくりや医療費適正化の取組等について、ホームページや広報チラシ等を活用した広報に取り組んできた。その際、協会設立時からの都道府県単位で自主自律の運営を行うとの方針に従い、保険料率広報等の一部の広報を除き、支部自らの創意工夫に基づき支部中心の広報を実施してきた。

一方、協会財政については、保険料率10%を維持した場合、令和7年度～9年度に収支差が赤字になる見込みである。将来的に保険料率を引き上げざるを得ない事態も想定し、第6期アクションプラン（令和6年度～8年度）の期間中に、協会財政の状況や健康づくりなどの取組の内容や意義について、加入者・事業主により一層の理解を求めることの重要性が増している。

こうした経緯を踏まえ策定された「広報基本方針」に基づき、「広報計画」を策定する。

令和6年度の本部広報計画（以下、「本計画」という。）においては、

- 広報計画策定初年度であることに鑑み、本部として、ホームページのリニューアルに向けた検討やSNSの運用開始等、今後協会の広報を充実させていくうえで礎となる部分を固めるとともに、
- 最重点広報テーマとして、「健康づくりサイクルの定着」（毎年確実に健診を受診し、健診結果に応じた行動（特定保健指導の利用や医療機関への早期受診）をとることの重要性の周知を図る）を
- 重点広報テーマとして、
  - ・「協会の財政状況」（令和7年度～9年度に収支差が赤字になる見込みであるため、厳しい財政状況の周知を図る）
  - ・「医療費適正化」（令和6年度から第4期医療費適正化計画が開始されるため、当該計画に基づく取組を広報する）
  - ・「コラボヘルス」（商工会議所との連携及びプロセス及びコンテンツの標準化を踏まえ広報する）
  - ・「保険給付の申請」（新様式での申請の徹底・記載誤りの減少により、自動審査率の向上を図る）等を選定する。
- 特別広報テーマとして、令和6年秋に健康保険証の廃止が予定されていることを踏まえ、「マイナンバーと健康保険証の一体化」を設定する。

本計画に掲げた事項の実践を通じ、健康づくりや医療費適正化などの協会の使命について、本部・支部で統一的・計画的に周知・広報し、加入者・事業主の一層の理解を得ていく。

● 令和6年度の本部における取組

取組	取組内容	スケジュール
統一感のある広報	協会イメージの定着・向上を図るため、本部・支部で統一感のあるデザインを使用(ブランディング)する。	令和6年度を通じて実施
ホームページ	直感的に操作できて、必要な情報に難なくたどり着けるホームページとするため、 ①協会職員で対応可能な課題(掲載内容の簡潔化等)については、随時の見直しを実施するとともに、 ②情報量が多く、必要な情報にたどりつけない等システム改修が必要な課題については、リニューアルで対応する。	[現ホームページ] ・チャットボットの本格導入など、令和6年度を通じて随時見直し  [新ホームページ] ・令和5年度に策定したリニューアル方針のもと、令和6年度制作開始
SNS (LINE)	スマートフォンの普及とともに、SNSを通じた情報収集が主流となりつつあること、また、加入者に直接訴えることが可能な媒体を増やしていく必要があることから、全支部において、SNS(全世代に幅広く利用されているLINE)を活用した広報を展開。	令和6年度中に、全支部でLINEの運用開始
全支部共通広報資材	・既存の広報資材(パンフレット・リーフレット・動画)の更なる活用を図るため、支部における活用状況やアンケート結果をもとに改善を図る。また、新たな共通コンテンツの作成に向けた検討を進める。 ・支部作成コンテンツの全国展開を順次進める。	[パンフレット・リーフレット・動画] ・令和6年度中に令和7年度版の修正完了 ・新たな共通コンテンツの作成に向け検討を進める  [支部作成コンテンツ] 令和6年度を通して、順次展開

# 令和6年度 神奈川支部広報計画

## 広報の取組方針

令和6年度の神奈川支部広報計画においては、

- 協会の最重点広報テーマとして設定された、「**健康づくりサイクルの定着**」（毎年確実に健診を受診し、健診結果に応じた行動（特定保健指導の利用や医療機関への早期受診）をとることの重要性の周知を図る）について、積極的に取り組む。  
また、「**保険料率改定**」に係る広報については、引き続き関係団体のみなさまの広報誌への掲載等にご協力いただくことや、県政記者クラブへのプレスリリース等により、多くの加入者・事業主へ届く広報を実施する。
- 重点広報テーマとしては、年々、支部の加入者1人当たり医療費が増加等により、保険料率が上昇傾向（令和元年度：9.91% → 令和5年度：10.02%）にあることから、「**医療費適正化（ジェネリック医薬品の使用促進、上手な医療のかかり方 など）**」「**健診（更なる保健事業の充実）**」に係る広報を設定し取り組むこととする。  
また、引き続き神奈川県や医療関係者等と連携して「医療費適正化」に向けた広報を推進していく。
- 令和6年秋に**マイナンバーカードと健康保険証の一体化**が行われることを踏まえ、本部と連携の上、「**マイナンバーカードの取得**」「**マイナ保険証の利用登録**」を呼びかける。併せて、保険証の新規発行が原則廃止された後の混乱を防ぐため、資格確認書や記号番号通知書が発行されることなど、一体化に伴う変更点についても周知する。
- さらに、これまで当支部として実施してきた**健康宣言事業所の拡大**に向けた広報を継続実施するとともに、よりリスクを抱えた事業所へ「**かながわ健康企業宣言**」へのエントリーを促す広報・取組を実施する。  
本計画に掲げた事項の実践を通じ、当支部の抱える課題を解決を図るため、計画的に周知・広報し、加入者・事業主の一層の理解を得ていく。

## 広報の取組事項

多くの加入者に届く広報、 わかりやすい広報、 支部ホームページのアクセス数増加

## 「健康づくりサイクルの定着」

目的	「①日々の健康づくり」「②毎年の健診受診」「③健診結果に応じて、問題が無ければ健康づくりを継続、生活習慣の改善が必要 であれば特定保健指導を利用する、医療機関への受診が必要であれば早急に受診する」、健康を保持するにはこのサイクルを定着させることが重要であることを理解いただく。
ターゲット	加入者（40歳代）
実施内容	全支部で統一的に広報を実施するため、本部において広報資材（HP（特設ページ）、Web広告用バナー、動画、チラシ・ポスター、広告用原稿）を作成。 支部においては、それらを活用して、Web広告、YouTube広告、交通広告などを実施。併せて、健診機関におけるポスターの掲示、健診受診者や健康保険委員に向けた広報物の配布を行う。
実施時期	令和6年10月～令和7年1月の間の1か月間

# 重点広報テーマ

## 重点広報テーマ① 「医療費適正化（上手な医療のかかり方、ジェネリック医薬品の使用促進など）」

目的	神奈川支部加入者の一人当たり医療費は年々増加傾向にあり、上手な医療のかかり方の啓発を強力に推進していく必要がある。
ターゲット	加入者（30～60歳代）
実施内容	医療機関・薬局のデジタルサイネージにおいて、上手な医療のかかり方に関する動画（はしご受診を控える、時間内受診、ジェネリック医薬品の使用、お薬手帳の持参など）を放映する。
実施時期	令和6年7月～令和7年1月の間

## 重点広報テーマ② 「健診（費用の軽減等、保健事業の充実を図っていることについて）」

目的	神奈川支部の健診実施率は、全国的に見ても低いため、健診費用の軽減、付加健診の対象年齢拡大等、保健事業の充実を図っているこの時期に加入者（特に被保険者）に健診受診のメリットを感じ、定期的な受診の習慣をつけていただく必要がある。
ターゲット	加入者（40～60歳代）
実施内容	支部で集団健診を実施する時期と併せて、支部の広報物に直接接触する機会が少ない加入者に向けて交通広告（トレインビジョンなど）を実施する。
実施時期	令和6年10月～令和7年1月の間

あなたとあしたへつづく、健康を。

# けんぽのいっぽ!

令和5年度から、さらに皆さまの健康を守り続ける、新たな取組を順次開始します。

さらに充実、一步先へ!協会けんぽの「健康づくり」事業

令和5年  
4月  
スタート!

## 生活習慣病予防健診等の自己負担の軽減

一般健診  
対象:35歳~74歳の被保険者(ご本人)

最高 **7,169円** → 軽減後 **5,282円** (最高)



協会けんぽの生活習慣病予防健診は、

- 血圧測定
- 血糖検査
- 尿検査
- 心電図検査
- 胸部レントゲン検査
- 腹部レントゲン検査
- 便潜血反応検査

メタボリックシンドロームとともに

5大がん(肺、胃、大腸、子宮、乳房)までカバー!

※子宮頸がん検診、乳がん検診は、別途自己負担が必要です。

※メタボリックシンドロームとは、お腹まわりの内臓脂肪が多くなることで腎玉のホムモンが分厚くなり、高血圧・高血糖・脂質異常等が絡り、生活習慣病になりやすくなる状態のことです。

付加健診

4,802円 → 2,689円

令和6年4月より、付加健診の対象年齢について、現行の40歳・50歳に加え、45歳・55歳・60歳・65歳・70歳も対象になります。

※付加健診とは、尿目の年齢において、肝臓、膵臓、腎臓といった臓部の臓器の様子を調べるための腹部超音波検査や、高血圧・動脈硬化などを見つかる手がかりとなる尿底検査といった、より詳細な健診です。

子宮頸がん検診、乳がん検診、肝炎ウイルス検査の自己負担も同様に軽減します。

## 健診を受けた後の行動こそが大切です!

異常なし  
引き続きの  
健康づくり、  
毎年の健診を!



### 生活習慣の改善が必要

特定保健指導を利用しましょう!

#### !特定保健指導って?!

健診の結果、メタボリックシンドロームのリスクのある40歳~74歳までの方を対象に行う健康サポートです。健康に関するセルフケア(自己管理)ができるように、健康づくりの専門家である保健師または管理栄養士が寄り添ってサポートします。

### 医療機関への受診が必要

医療機関に早期受診を!

#### !未治療者への受診勧奨!

協会けんぽでは、健診の結果、血圧値、血糖値、LDL(悪玉)コレステロール値が「要治療」「要精密検査」と判定された方で、医療機関への受診が確認できない方へ受診をお勧めするご案内をお送りしています。

※令和6年10月より、該当要者(ご家族)にも医療機関への受診のご案内をお送りします。

全国健康保険協会 東京支部  
協会けんぽ

TEL 03-6853-6111 (受付時間) 平日8:30~17:15  
〒164-8540 東京都中央区千代田4-10-2 中野セントラルパークサウス棟

特設ページは  
こちらから▶▶▶



## 特定保健指導で 健康への目標・行動計画をサポート



協会けんぽの健康づくりのサポートについての動画はこちらから▶▶▶



### 特定保健指導の対象者について

健診を受けた40歳以上の方のうち

以下の追加リスクが1つ以上ある方

腹囲 男性 85cm以上  
女性 90cm以上  
OR  
BMI 25以上

さらに +  
血圧 血糖  
脂質 喫煙

※喫煙については、血圧、血糖、脂質のリスクが1つ以上の場合は対象です。

### 特定保健指導対象者に該当

40歳~74歳までの方



### 特定保健指導の内容について

特定保健指導では対象者の健康に向けて目標と行動計画をサポートします! 健康や生活習慣を改善する良い機会です。

#### STEP 1 目標と行動計画の設定

20~30分の初回面談

ライフスタイルや体の状態に合わせて、適切な食事、運動、飲酒等の生活習慣の改善に向けた具体的な行動計画を作成、達成に向けた目標と行動計画を一人一人に取り添って一緒に考えます。

#### STEP 2 3~6か月チャレンジ行動計画の実践

STEP1で考えた具体的な行動計画を実践、保健師または管理栄養士が応援します。

#### STEP 3 目標達成度のチェック

測定等、目標を達成できなかった場合は目標設定を行うとともに、引き続きの健康づくりについての取組をアドバイスします。

GOAL!



## 医療機関への早期受診について

### 医療機関への早期受診が必要な方

収縮期血圧値  
160mmHg以上

拡張期血圧値  
100mmHg以上

空腹時血糖値  
126mg/dL以上

HbA1c  
6.5%以上

New

脂質 LDLコレステロール値  
180mg/dL以上

LDLコレステロール値に達した  
医療機関への受診案内

#### !LDLコレステロールってなに?!

悪玉コレステロールとも呼ばれ、増えすぎると動脈硬化を招くことで脳梗塞や脳卒中を発症させる危険性があります。



### 高血圧・高血糖・脂質異常を放置すると?

高血圧

正常血圧と比べて血圧が高くなるほど脳卒中(脳出血、脳梗塞等)の発症リスクが高まります。

高血糖

高血糖の状態を放置すると、目が見えにくくなったり、人工透析が必要になる場合もあります。

脂質異常

LDLコレステロール値が高水準よりも高い人は心筋梗塞等になりやすくなります。

# あなたの医療費見直し隊

おサイフに優しい!

## 上手な医療のかかり方を カンガエル〜



### ジェネリック医薬品を使おう

高血圧の場合

9,899円

※1日1錠365日服用したと仮定  
※3割負担の場合

4,314円

その差  
約5,600円

先発医薬品

ジェネリック医薬品



現在一部のジェネリック医薬品におきまして、供給不足や欠品が生じており、切り替えを希望しても難しい場合があります。

詳しくは特設ページへ!



## 「マイナンバーと健康保険証の一体化」

<b>目的</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>・令和6年秋にマイナンバーカードと健康保険証の一体化が行われることを踏まえ、より多くの方にマイナ保険証を利用いただくため「マイナンバーカードの取得」「マイナ保険証の利用登録」を呼びかける。</li><li>・併せて、保険証の新規発行が原則廃止された後の混乱を防ぐため、資格確認書や記号番号通知書が発行されることなど、一体化に伴う変更点についても周知する。</li></ul>
<b>ターゲット</b>	加入者・事業主
<b>実施内容</b>	全支部で統一的に広報を実施するため、本部から提供される広報物デザインを使用して、健康保険委員向け広報誌、新規適用事業所向けの情報提供時に広報物を配布する。 また、関係団体の会報等に本部から提供される記事の掲載を依頼し、周知する。
<b>実施時期</b>	令和6年5月～9月

# マイナンバー関係広報について

## 医療機関等を受診する際に マイナンバーカードを 一度使ってみませんか？

### マイナンバーカードで受診するメリット

**安心** よりよい医療が受けられる！

- 特定健診や診療の情報を医師と共有でき、重複検査を防ぎ、自身の健康・医療データに基づくより適切な医療を受けられます。  
※本人の同意なく情報が共有されることはありません。
- 薬の情報も医師・薬剤師と共有でき、重複投薬や禁忌薬剤投与のリスクも減少します。  
※本人の同意なく情報が共有されることはありません。
- 旅行先や災害時に受診する際も、薬の情報等が連携されます。

**便利** 各種手続きも便利・簡単に！

- マイナポータルで医療費通知情報を入力でき、医療費控除の確定申告が簡単にできます。
- 医療費が高額な場合に申請する「限度額適用認定証」が不要になります。
- 就職や転職後の保険証の切り替え・更新が不要。  
※新しい保険者による登録手続きが必要です。
- 高齢受給者証の持参も必要なくなります。

### マイナンバーカードで受診するための準備

#### 1 マイナンバーカードをお持ちでない方は、まずはマイナンバーカードを取得

申請 ※以下から選択

1 スマホから パソコンから  
オンライン申請

2 証明写真機  
から

3 郵送

受け取り  
①ハガキが届く  
②受け取りに行く

詳しくはこちら  
マイナンバーカード  
総合サイト

2 へ

#### 2 マイナンバーカードをお持ちの方は保険証利用の申込み

マイナンバーカードを健康保険証として利用するには、申込みが必要です。 ※以下から選択

医療機関で

☑ 医療機関・薬局の顔認証付きカードリーダーから申し込みます

スマホから

☑ 下記3つを準備  
①マイナンバーカード  
②マイナンバーカード読取対応のスマホ  
③アプリ「マイナポータル」のインストール

マイナポータル

STEP1 「マイナポータル」を起動する。  
STEP2 「申し込む」をタップする。  
STEP3 利用規約等に同意する。  
STEP4 マイナンバーカードを読み取る。

iPhone Android

ここをタップ

セブン銀行ATMで

☑ 必要なものはマイナンバーカードのみ！

ATM画面  
マイナンバーカードでの手続き  
健康保険証利用の申込み

## マイナンバーカードでの 受診前には登録情報の確認を！

ご自身の健康保険証情報がシステムに  
正しく登録されているか確認をお願いします。

スマホ等のマイナポータル(わたしの情報)上でご確認いただけます。

### Q 確認方法



1. マイナポータルにログイン  
します。

2. ログイン後、画面下部の「注  
目の情報」までスクロールし、  
「最新の健康保険証情報の確  
認」を押します。

3. 健康保険証情報のページが  
表示されます。ページの中段に  
ある「あなたの健康保険証情  
報」から、登録されている健康  
保険証情報を確認いただけます。

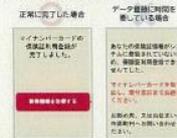
※令和5年12月1日現在マイナポータル情報更新作業完了一部加工

初めての利用時など、登録が完了しているかどうかわからない状態で受診する場合は、  
念のため、マイナンバーカードとあわせて健康保険証を携行してください。

医療機関等にある顔認証付きカードリーダー上での健康保険証利用登録時は、このような画面が表示されます

医療機関・薬局に設置されている顔認証付きカードリーダー上で利用登録を行った場合も、利用登録が正常に完了しているか否かを確認することができます。

- ▶ 登録が正常に完了している場合は、「マイナンバーカードの保険証利用登録が完了しました。」と画面に表示されます。
- ▶ データ登録に時間を要している場合は、「あなたの保険証情報がシステムに登録されていないため、保険証利用登録できませんでした。」と画面に表示されます。



※厚生労働省・情報提供一部加工

ご不明点等がある場合や情報が正しく登録されていない場合には、  
マイナンバー総合フリーダイヤル(0120-95-0178)もしくは  
協会けんぽ神奈川支部にお問合せください。

全国健康保険協会 神奈川支部  
協会けんぽ

健康保険組合連合会

協会けんぽ神奈川支部の  
連絡先はこちら



# その他の広報テーマ

## 「生活習慣の改善（健康情報、時短レシピ）」

目的	神奈川支部の健診結果等の分析結果に基づいて加入者の健康増進、生活習慣病予防に役立つ情報を提供する。神奈川支部加入者の健診（問診）結果を全国平均と比較してみると、喫煙、飲酒、食事の生活習慣にリスクがある方が多い。特に、食事習慣では、就寝前2時間以内に夕食をとることが週に3回以上ある、朝食を抜くことが週に3回以上ある割合が男女とも全国平均と比較して高くなっており、食事や間食のタイミング、選ぶ食品や料理などの工夫について知ってもらうことが改善の第一歩と考えられる。
ターゲット	30～40歳代被保険者
実施内容	多忙な方でも作れる時短レシピと合わせて、コンビニエンスストア等で購入できるバランスの良い食事の組み合わせ、食事の取り方と合わせ、季節の健康情報などについて、定期的に記事及び動画を作成し、加入者に対して周知（HPに掲載、メールマガジンで配信等）する。
実施時期	令和6年6月～令和7年3月

## 「コラボヘルス（かながわ健康企業宣言）」

目的	神奈川支部は、生活習慣の要改善者の割合が高い一方、全事業所に占める宣言事業所の割合は低い。そのため、より多くの事業所に健康企業宣言に参加していただくための取組を行うとともに、健康リスクを抱えた従業員が多い事業所にも健康企業宣言に参加していただくための広報を行う。
ターゲット	事業主、健康保険委員
実施内容	<ul style="list-style-type: none"><li>・健診結果からリスクを抱えている被保険者の割合が高い事業所を抽出して、事業所カルテとパンフレット、エントリーシートを送付し、「かながわ健康企業宣言」へのエントリーを促す。</li><li>・健康保険委員に対して、広報誌を送付する際に健康宣言を促す文書（事業所カルテの送付依頼書と一体となったチラシ）を送付する。</li></ul>
実施時期	通年

必見!!

まだ「かながわ健康企業宣言」に  
エントリーしていない事業所様へのお知らせ

# 「かながわ健康企業宣言」にエントリーして 『従業員の健康づくり』 に取り組みませんか?



「かながわ健康企業宣言」とは…  
協会けんぽ神奈川支部が加入事業所の  
健康経営®を応援する事業のことです。

健康経営…従業員の健康管理や健康づくりを「投資」と捉え、企業が従業員の健康増進に積極的に取り組む経営スタイル

## NEW 今年度より、健康づくり講座の動画配信 (ビデオオンデマンド方式)を始めました!!

先着200事業所  
限定!!

11種類の講座をご用意しています。ご希望の講座を選択  
いただき、ご希望の日から1か月間視聴できます。

※大好評につき、追加枠を設けました。

ビデオオンデマンド(VOD)とは…

インターネットを使用して、希望の動画をいつでもどこでも視聴できる仕組みです。  
URL等をクリックすると、お好きな時間や場所から、パソコン・スマートフォンなど  
を使用し、期間中何度でもご覧いただけます。



## 宣言すると他にもこんなメリットが!

### メリット1

従業員の健康状態や  
医療費の状況が  
わかるカルテを  
毎年送付!

### メリット2

無料で  
健康づくりサポート  
が受けられる!  
(セミナーやDVDを利用できる!)

### メリット3

「健康経営  
優良法人認定」\*  
に申請できる!

※経済産業省の顕彰制度

エントリー方法は裏面をご参照ください!

「健康経営」はNPO法人健康経営研究会の登録商標です。

## ? 「かながわ健康企業宣言」にエントリーするには?



健康企業診断カルテ見本(抜粋)

1人当たり医療費

年度	貴社	神奈川県	同業種	全業平均
2019	154,912円	180,570円	177,672円	200,000円
2020	148,541円	180,490円	180,442円	200,000円
2021	155,321円	187,620円	184,760円	200,000円

メタボリックシンドロームの該当状況

年度	貴社	同業種	全業平均
2019	13.5%	16.0%	8.7%
2020	14.2%	17.1%	9.1%
2021	13.2%	17.0%	9.2%

毎年の医療費の状況や健診結果  
等の経年変化を把握できます。

協会けんぽ神奈川支部の全事業所平均や  
同業種と比較し、貴事業所の健康状態の位  
置づけを確認いただけます。

※従業員数によっては、個人が特定される可能性がある項目を非表示とする  
場合があります。

すでにエントリーいただいている事業所様はFAXいただく必要はありません。

## 「健康企業診断カルテ」送付申込書

**FAX: 045-273-3862**

※切り取らず、この用紙のみFAXください!

### ●送付希望先

事業所記号									
事業所名									
事業所所在地									
ご連絡先									
ご担当者名									

【問い合わせ先】  
〒220-8538 横浜市 西区 みなとみらい 4-6-2  
みなとみらいグランドセントラルタワー 9階  
協会けんぽ神奈川支部 企画総務グループ  
TEL: 045-270-8462



保険証の記号7ケタ  
もしくは8ケタの数字です

※お送りいただいた個人情報、協会けんぽ神奈川支部が運営する健康づくり事業の推進のために利用いたします。

(秋)